

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1163(57-15)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ <http://kosyoren.jp>

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連事務局員交流会に参加

9月10日(水)、高知市青年センターにおいて高商連事務局員交流会があり、須崎民商から佐藤・宮田の2名が参加しました。年に一度行われるこの会は、高知県下にある7民商と県連の事務局員が一堂に集まり、学習と意見交換をする場です。

今回は事務局活動について改めて学習し確認しあい、また、実務での疑問点、相談対応についてや組織づくり、小さな悩みなどを出し合い意見交換しました。

仕事内容は一緒でも進め方がそれぞれ違っていて、会員へのお知らせの仕方や婦人部活動

秋の運動 仲間増やし、署名、学習

仲間増やしは、昨年同時期(読者1人、会員0人、共済1人、婦人0人)に比べ前進しています。

仁淀川民商では、「民商をなくしてはダメ」と役員会にも参加したWさんは、家業を独立した息子さんを会員に。上岡会長は、新しいの町議(共産)に読者になつてもらいました。

中村民商では、共済会バスツアーにお誘いする中で、2人の方に読者になつてもらっています。

「消費税減税、インボイス廃止署名」「インボイス特例制度継続を求める署名」にも取り組みましょう。

■2025年 秋の運動(仲間増やし)

9/21現在	読者	会員	共済	婦人	青年	成果会員
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	1	1	0	1	0	1
南国	4	0	8	0	0	2
高知	0	0	0	0	0	0
仁淀川	2	1	0	0	0	2
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	4	0	0	0	0	2
計	11	2	8	1	0	7

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

第27回 こうち女性団体ネットワーク 学習と交流会

講演

(13:40~15:00)

介護から学んだ「足し算のススメ」

～漫画『ヘルプマン』執筆から見える希望～



講師 くさかり樹さん

漫画家 高岡郡日高村(旧日下村)出身

代表作:「ケイリン野郎・周と和美のラブストーリー」小学館「Judy

「ヘルプマン!」講談社「イブニング」

「ヘルプマン!!」朝日新聞出版「週刊朝日」

2013年「高知県文化環境功労者表彰」受賞

日時:10月5日(日) 13:30~16:00 (開場13:00)

場所:こうち男女共同参画センター ソーレ 3階大会議室

駐車場が限られていますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

参加費:無料 (どなたでも参加できます)

主催 こうち女性団体ネットワーク 連絡先 酒井(070-5684-8415)

今年は、漫画家のくさかり樹さんを講師にお迎えし、介護をテーマにした講演会を行います。

介護は誰もが通る道です。誰もが安心して年を重ね、人生を豊かに生きることが望んでいます。

くさかり樹さんの漫画「ヘルプマン」執筆のきっかけは介護の現場で「自己否定」する人を楽にさせたいということだったそうです。「引き算ではなくて、足し算の介護」とは?取材から見た希望とは何か?くさかさんのお話から、介護する側も介護される側もこれからの人生を生きるヒントを見出しましょう。

どなたでも気軽にご参加ください。

「債権管理課における生活再建型滞納整理の取組みについて」②

いの町債権管理課 課長 近藤 昭彦

2 多重債務者対策

多重債務者対策の大きな柱として、当課では日頃の納付相談を通じて滞納者の方の貸金業者への債務状況の聞き取りを行っています。

そして、貸金業者への借入及び返済が概ね5年以上の方については、当課より直接国税徴収法141条(※)による調査権行使し、取引履歴の開示請求を行い、開示された履歴を基に利息制限法による引き直し計算を行い、過払金がある場合には、ご本人に代わり当課で回収いたします。

これまでの実績としては、当課が設置される以前である平成22年度から令和4年度まで46件、回収金額は約1600万円となっています。

そのうち、滞納税へ充当後、残余金は滞納者の方へ返金し、その後の生活再建への資金として役立てていただいております。

加えて、当課では過払金は発生していない場合でも滞納者の方に債務整理を行っていただくため、当課職員が弁護士事務所と同行し少しでも借金を圧縮し、生活の立て直しのお手伝いもさせていただいております。

ちなみに、令和3年度は2名の方を弁護士事務所へお願いし、債務圧縮することができました(弁護士費用は法テラス利用)。

過払金返還請求訴訟は、争点が多岐にわたっており、日頃の職員の知識修得が不可欠です。

そのため、当課では毎月1回課内研修会を実施し、過払金を中心とした訴訟技術習得に加え、社会福祉協議会の方を招き、福祉等に関する知識の向上及び研鑽にも努めています。

※市税などを滞納した場合、全ての財産にたいする調査ができる。過払い金も財産の一つ。地方税、年金等の社会保険料の徴収・徴収も国税徴収法にもとづいて行われる。